大田区納付案内センター業務委託事業者募集要項

1　件名　大田区納付案内センター業務委託

2　委託内容

公権力の行使に当たる行為を除く以下の内容とします。

（１）特別区民税・都民税及び軽自動車税に係る電話催告業務

（２）国民健康保険料に係る電話催告業務等及び居住確認調査業務

（３）後期高齢者医療保険料に係る電話催告業務及び居住確認調査業務

（４）上記、（１）から（３）に付随する業務

※　その他業務の詳細については「令和９年度大田区納付案内センター業務委託仕様書」を参考にしてください。

3　契約期間

令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日まで。日曜日、年末年始（12 月 29 日から１月３日まで）及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く日で、原則として、月 18 日間（土曜日を含む）を開設日とします。上記における開設時間は、午前９時から午後５時までとします。ただし、夜間電話催告については午後８時までとします。また、この間に行う業務履行のために受託者が必要とする準備及び整理に要する時間並びに業務時間内において電話催告及び居住確認調査業務の用件が終了するまでの時間はこの限りではありません。

なお、本業務は２回を限度に年度ごとに契約更新の可能性があります。ただし、業務の必要性、予算額及び履行状況によっては必ずしも契約を更新しない場合もあります。

4　従事場所

大田区指定場所

5　令和８年度契約金額〈参考〉

54,484,131 円（税込）

〈内訳〉

（１）特別区民税・都民税及び軽自動車税分　　20,150,445 円（税込）

（２）国民健康保険料分　　28,221,069 円（税込）

（３）後期高齢者医療保険料分　　6,112,617 円（税込）

本件は、大田区公契約条例の適用案件となります。適用案件は定められた労働報酬下限額以上の賃金を支払う必要があります。**今回、見積もりいただく際は、必ず事前に以下のメールアドレスまでお問合せください。**

6　業務受託者の選定方法

（1）公募型プロポーザル方式により選定します。

（2）審査結果により総合点の最も高い者及び次点の者を選定します。

（3）選定委員会が優先交渉権者として選定した事業者と業務（仕様内容等）について協議を行い、業務の発注が整った段階で、契約手続きを開始します。

（4）審査結果は大田区契約担当課に本業務の委託について推薦する事業者を選定するものであり、契約決定は契約担当課において行います。なお、7に掲げる参加要件を喪失した場合は、次点の者と契約します。次点の者が参加要件を喪失した場合は契約しません。

7　参加要件

（1）対象業務における大田区での競争入札参加資格を有していること。

（2）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。

（3）大田区競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。

（4）大田区契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置期間中でないこと。

（5）国税又は地方税を滞納していないこと。

（6）経営不振の状態（民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされたとき、会社更生法に基づき更生手続きを行ったとき。）にないこと。

（7）過去に他自治体において同種業務の実績を有していること。

8　参加資格の欠格事由

参加申込書等受付後に、参加資格を満たさないことが判明した場合は、当該応募者に対して書面によりその旨通知します。

9　質問及び回答

募集内容に関して、不明な項目がある場合は、質問票（第1号様式）により、質問を受け付けます。

（1）受付期間　令和8年11月24日（火）から令和8年11月27日（金）までとします。

（2）受付方法　受付は、電子メールのみとします。

（3）提 出 先　大田区役所　区民部国保年金課国保料収納担当
E-mail:　proposal-k2026@city.ota.tokyo.jp

（4）回答方法　質問に対する回答は、大田区ホームページ上ですべての質問に対し、一覧化して公開します。個別の回答はしません。
なお、提案内容に関わる質問には回答しません。

10　提出書類等

（１）提出書類

① 提案書（第２号様式）

別紙１「提案書記載項目について」に基づき、本委託業務について提案してください。書式は原則Ａ４サイズとし、表記形式は自由とします。

② 会社概要（第３号様式）

③ 委託見積

「委託見積」については、4 通（全体、納税課分、国保年金課分、後期高齢者医療分）を作成し、積算資料も併せて提出してください。

（２）提出日等

① 提出期間

令和８年 12 月 14 日(月）午前９時から令和８年 12 月 17 日（木）午後５時まで

② 提出部数

正本１部（社印及び代表者印を押印したもの)、副本 10 部

提出する副本は、法人を特定できる情報（法人名・所在地・代表者名・従事者氏名等）を必ず消去してください（写真等を添付する場合も同様)。

③ 提出先

〒144-8621　東京都大田区蒲田五丁目 13 番 14 号

大田区役所　区民部国保年金課国保料収納担当（大田区役所４階 13 番窓口）

④ 提出方法

持参または郵送とします（必着)。

（３）書類作成にあたっての注意

① 提案は、１社１案とします。

② 書類提出後の内容変更、差し替えは不可とします。

③ 書類提出後に提案を辞退する場合は、辞退届（第４号様式）を提出してください。

11　第１次審査

区は提案者から提出された書類を受領後、資格審査及び財務状況、提案書の内容について第１次審査を行います。第１次審査の結果により、第１次審査通過者を対象にプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

（１）第１次審査結果通知予定日

令和９年１月 15 日（金）

（２）審査結果

第１次審査通過者のみでなく、全ての提案者に書面でお知らせします。

12　第２次審査

第１次審査通過者は、プレゼンテーションの実施及びヒアリング等による第２次審査を

受けていただきます。

（１）第２次審査実施日

令和９年１月 26 日（火）午後を予定

（集合場所、時間は後日書面で連絡します。）

（２）実施場所

大田区蒲田五丁目 40 番 16 号　蒲燃第 3 ビル　KN-802 会議室(8 階)

（３）提案説明

プレゼンテーションの持ち時間はそれぞれ 15 分とし、その後、ヒアリングを 10 分程度予定しています。説明者は、１提案者につき３名を限度として出席していただきます。区ではディスプレイを用意します。パソコン等の備品は、必要に応じて提案者自身でご用意願います。

13　審査方法

（１）業務受託者の選定は、別に定める「大田区納付案内センター業務委託業者選定委員会設置要綱」に定める選定委員会が行います。

（２）業務提案における評価の主な項目は次のとおり。

提案項目	評価項目	評価指標
委託見積	委託経費	委託内容と委託経費との比較や人員配置体制等から判断して適正な価格であるか
会社概要	企業体力	組織体制、資本規模、業務範囲から判断して信頼性はあるか
業務実績	実績及びその活用	電話催告、訪問催告業務などの業務委託の受託実績はどの程度か
配置予定の業務従事者の経歴、経験、人員配置計画	人材確保	従事者の経験及び勤務シフトの配置人数、統括責任者及び従事者の配置や各業務の一体的な管理運営体制は適切か
指導研修体制等	人員体制	従事者の質が確保できるような採用方針、研修体制を保持しているか
危機管理体制	危機管理	従事場所でのトラブル対応、受託業者としてトラブル発生時の対応体制は適切か
個人情報保護	個人情報保護	個人情報保護について十分な配慮があり、社内規定等が整備されているか
業務改善提案	業務効率化への取組み	業務提案に妥当性があり、活用できるか
その他	業務水準の維持	後任業者への業務引継体制が、納税・国民健康保険・後期高齢者医療催告業務等における

		サービスレベルを維持するに足りるものとなっているか

14　審査結果の通知

選定委員会の審査結果については、令和９年２月上旬にプレゼンテーション及びヒアリング実施者全者に文書で通知します。

15　その他の留意事項

（１）提案書に虚偽の記載をした場合には提案書を無効とし、その提案者を失格とします。

（２）提出書類については返却しません。また、大田区との契約後においては契約事業者の競争上の利益・地位を侵す恐れのある場合を除き、大田区情報公開条例に基づく開示請求の対象とします。

（３）提案書の作成及び提出に係る費用は全て応募者の負担とします。

（４）業務の履行にあたり、業務の全部若しくは主要な部分を一括して第三者に委託することはできません。また、業務の一部を再委託することもできません。

（５）選定経過の透明性を確保するため、必要な限度で選考結果を事後に公表することがあります。

（６）本件は、来年度契約の準備行為であり、予算議決前であるため、予算の議決決定がなされなかった場合には契約できません。また、予算の増減が生じた場合は業務対象事業を調整します。

問合せ先
〒144-8621　大田区五丁目 13 番 14 号
大田区役所４階
大田区区民部国保年金課
国保料収納担当
担当　小野寺・峰
電話　03 - 5744 - 1209
ＦＡＸ　03 - 5744 - 1516